



○**新年のご挨拶** 理事長 小池登志男・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 頁  
皆様、あけましておめでとうございます。

新年を迎え一言ごあいさつ申し上げます。会員の皆様方におかれましては、日々ご壮健で、ますますご活躍の年となりますよう心より願っております。・・・・・・・・

○**平成 29 年度神奈川県最低賃金総合相談支援センターセミナー 経営・労働セミナー**・・・・ 2 頁

平成 29 年 11 月 24 日（金）、小田原箱根商工会議所にて「経営・労働セミナー」が開催され、次の演題で講演をされました。

- 1 労務管理をめぐる課題および改善施策等について  
講師：中小企業診断士 小池 登志男氏
- 2 労務改善及び経営管理の改善等の課題と対応策 ・ 3 頁  
講師：中小企業診断士 福泉 裕氏
- 3 無期労働契約への転換制度と課題について・・・・ 4 頁  
講師：特定社会保険労務士 伊藤義鑑氏



福泉 裕氏 伊藤 義鑑氏

講師の福泉 裕氏と伊藤義鑑氏から、ご講演内容を寄稿して戴きましたので、紙面にて紹介します。

○**マイブームはギター**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 頁

クラシックギターで人気のある曲といえば「禁じられた遊び」や「アルハンブラ宮殿の思い出」といったところであろう。「禁じられた遊び」は、映画の主題曲として有名になった曲であるが、作曲者についてはあまり知られていない。スペイン民謡とか、作者不詳とかいった表現で紹介されることが多い。あるギターコンサートでは、作曲者として「ナルシソ・イエペス」と堂々と明記されていた。・・・・・・・・

○**平成 29 年度ビジネス支援講座 ゆるりと起業**・ 9 頁

公益社団法人けいしん神奈川・神奈川県立図書館共催による平成 29 年度ビジネス支援講座が、神奈川県立図書館新館 4 階セミナールームにて、9 月 30 日に開催されました。セミナーの内容は以下の講師によるお話と質疑応答・意見交換などです。（文責：広報）



五味 真紀氏 中川 陽子氏 為崎 緑氏

事例報告①「住み開きカフェの開業」五味 真紀 氏・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 頁

住み開き c a f e ハートフル・ポート」代表

事例報告②既存店の定休日を活用した週 1 回の「ごはん屋の開業」中川 陽子氏・・ 11 頁

「すきま食堂 ごはん屋 MOGU」代表

質疑応答・意見交換「地域資源を活用した事業興しを考える」・・・・・・・・ 13 頁

コーディネーター 為崎 緑氏（中小企業診断士）

○**けいしん情報**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13 頁

■**無料経営相談窓口** 第 2 と第 4 の土曜日の 10 時～16 時 昼休み：12 時～13 時

場所：けいしん事務局の隣室 202 号室

■**賀詞交換会** 日時：平成 30 年 1 月 19 日 場所：北京料理 彩鳳新館 3F

■**地域交流サロン in 葉山ステーション**

テーマ：葉山ステーション一周年の報告と今後の飛躍について

日時：平成 30 年 2 月 5 日（月） 14 時～16 時 30 分 場所：葉山ステーション隣室会議室

■**秦野 朝市サミット** 3 月 4 日

# 新年のご挨拶

理事長 小池 登志男

皆様、あけましておめでとうございます。

新年を迎え一言ごあいさつ申し上げます。会員の皆様方におかれましては、日々ご健健で、ますますご活躍の年となりますよう心より願っております。

今年は「戌年」。十二支のうちの11番目にあたります。十二支は、もともと農業暦であり農業用語であったそうです。十二支は、「子」、「牛」といったように動物が充てられていますが、これは庶民に親しまれるように後から付けられたものです。昨年は酉年で、穀物や果実が更に熟し、収穫の直前といった時期にあたり、商売繁盛につながる年とされています。今年の戌年は、収穫した作物を集め、束ねる状態にいたることを表しています。さらに、作物の種を残して新たな芽吹き準備をする段階といえます。

さて、けいしん神奈川も今年で設立から半世紀近くになります。この間、社会、経済情勢は大きく変化しております。会員の皆様が一定の目的のもとで参加し、活動することが組織として本来目指すところです。しかも、長い歴史を経て、けいしん神奈川も大きな変革期に差しかかっています。会員の皆様方のご要望に応じていくためにも、新たな方向性を見据えた再構築が必要な時期ともなっており、まさに新たな次元に向けて種をまき、芽吹き準備をすることが、われわれ会員が取り組むべき喫緊の課題と考えられます。このためにも、会員の皆様方から、倍旧のご尽力を期待するところであります。

今年も、けいしん神奈川のますますの発展に向けて、何卒、皆様方のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げますとともに、ご健勝とご繁栄を心より祈念いたしております。

## 平成 29 年度神奈川県最低賃金総合相談支援センターセミナー

### 経営・労働セミナー

平成 29 年 11 月 24 日（金）、小田原箱根商工会議所にて「経営・労働セミナー」が開催され、次の演題で講演をされました。

- 1 労務管理をめぐる課題および改善施策等について  
講師：中小企業診断士 小池 登志男氏
- 2 労務改善及び経営管理の改善等の課題と対応策  
講師：中小企業診断士 福泉 裕氏
- 3 無期労働契約への転換制度と課題について  
講師：特定社会保険労務士 伊藤義鑑氏

講師の福泉 裕氏と伊藤義鑑氏から、ご講演内容を寄稿して戴きましたので、紙面にて紹介します。

## 1 労務改善及び経営管理の改善等の課題と対応策 講師：福泉 裕氏 (生産性の向上を中心に)

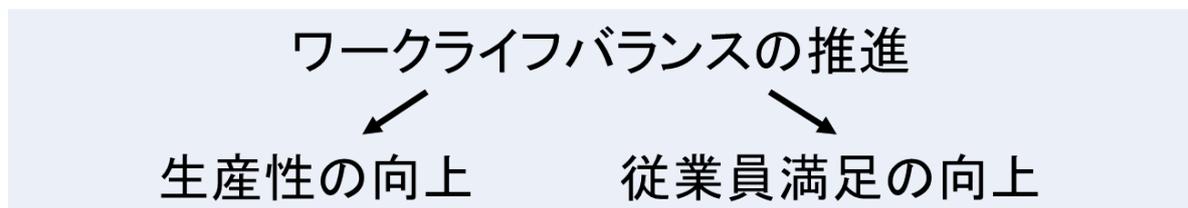
### <働き方改革と生産性の向上>

安倍政権の目玉政策として掲げられている「働き方改革」において、「長時間労働の是正」と「同一労働同一賃金」が大きな課題となっています。各業界で深刻な人手不足が叫ばれている中、労働時間の短縮に取り組まなければならないが、同時に賃金上昇の圧力も強まっているわけで、企業として労働生産性向上への取り組みは避けて通れません。

### <キーワードとしてのワークライフバランス>

生産性の向上を考える際、一つのキーワードとなるのが「ワークライフバランス」という概念です。2007年の男女共同参画会議では、ワークライフバランスとは、「老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態」と定義されていますが、簡単に言うと、「仕事と生活の調和が取れ、その両方が充実している状態」ということです。

「そんなことをやっていたら、ますます仕事が回らなくなるのではないか」との疑問がわくかも知れませんが、発想を逆転させる必要があります。余裕が無いからこそ、生産性の向上や優秀な人材の確保、働きやすさを追求しなければならないわけです。つまり、業務の効率化によって就業の短時間化と生産の拡大をもたらし、同時に働く人の満足も高めようというのが、ワークライフバランスの基本思想です。



### <ワークライフバランスのメリット>

ワークライフバランス推進のメリットとしては、以下の四つが挙げられます。

- ① 生産性の向上と長時間労働の削減  
労働時間より成果を重視した働き方への意識改革 → 業務の効率化、仕事の削減 → 時間当たりの生産性向上、長時間労働の削減 → ミスの減少、サービスの向上、無駄な時間外労働のコスト削減
- ② 多様で優秀な人材の確保  
出産・育児・介護等による人材の流出防止 → 組織に蓄積された経験・ノウハウの維持、新たな従業員の採用・育成コストの削減  
多様な勤務制度の導入、組織イメージの向上 → 働く時間に制約のある優秀な人材の獲得
- ③ 従業員の健康増進とモチベーション向上

長時間労働からの解放 → 心身のリフレッシュ、健康リスクの軽減 → 仕事に対するモチベーションの向上 → 労働生産性の向上

④ 仕事の創造性の向上

仕事以外での新たな経験 → 個人の成長、多様な価値観を持つ人材の交流 → 新しいアイデア、創造的な仕事

<ワークライフバランスの課題>

ワークライフバランス推進における基本的な課題としては、①意識の改革、②業務の効率化と長時間労働の削減、③多様な働き方の提供、④職場環境の改善、⑤人材の確保・育成などが挙げられます。

このうち本稿のテーマに直結する②業務の効率化と長時間労働の削減についてももう少し具体化すると、㉑仕事の効率化、㉒時間外労働の削減、㉓部署や個人による繁閑差の平準化、㉔季節や時間帯による繁閑差への対応、㉕社外との関係による急用頻発の防止といったことについて取り組むことになります。(セミナーでは、㉖～㉗についての対応策も紹介)

<まとめ>

- 人手不足、賃金上昇圧力の中で、労働生産性の向上が不可欠となっています。
- 企業には前向きな戦略として、ワークライフバランス推進への取り組みが求められています。

2 無期労働契約への転換制度と課題について 講師：伊藤義鑑氏

(本文は平成 29 年 12 月 1 日の法令を基準に記載)

1. 平成 30 年 4 月まであとわずか！ はじめます「無期転換ルール」

(参考資料：厚生労働省都道府県労働局の『はじめます「無期転換ルール」』)

(1) 無期転換ルールとは？ (労働契約法第 18 条：平成 25 年 4 月 1 日施行)

有期労働契約が更新されて通算 5 年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約に転換する (転換を拒めない)。

(2) 導入の手順および無期転換ルール「Q&A」

通算 5 年のカウントは、平成 25 年 4 月 1 日以降に開始の有期労働契約が対象であり、従って最速の場合、平成 30 年 4 月から無期転換申込者が出始め、申込日現在締結している有期労働契約の満了日の翌日に無期契約従業員が誕生する。

(3) キャリアアップ助成金

(参考資料：厚生労働省都道府県労働局ハローワーク発行の「キャリアアップ助成金のご案内」)

2. 有期雇用特別措置法 (専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法、平成 26 年 11 月 28 日公布、同 27 年 4 月 1 日施行) による特例

(参考資料：厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署発行の「高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換の特例について」)

(1) 特例の対象は、次の2種類であるが、この認定を受けると、②継続雇用の高齢者の場合、その事業主に定年後引き続いて雇用される期間は、無期転換申込権が発生しない。

(特例の対象)

①高度専門職（専門的知識等を有する有期契約労働者）

②継続雇用の高齢者（定年後に引き続き雇用される有期契約労働者）

(2) 認定を受けるためには、申請書の提出が必要で、継続雇用の高齢者（上記②）は、「第二種計画認定・変更申請書」となる。

申請は、1事業主につき1つの申請でよく、本社を管轄する都道府県労働局に提出する（本社を管轄する労働基準監督署を経由しての提出可）。

(3) 認定日（申請日ではないことに注意）より先に無期転換申込権が行使されていると、当該者には、間に合わず、無期転換されることになるので、これを避けるためには、認定日を平成30年3月末以前とすべきです。申請から認定までには多少の日時をみる必要がありますので、申請書は、今すぐにとまではありませんが、できるだけ速やかな提出が望まれる。

### 3. 就業規則の見直し

無期転換への対応をスムーズに進めるには、就業規則の見直しと、見直しにあたり検討すべき事項があります。以下、「パートタイマー就業規則のミニマムの改正例」と要検討事項について記載する。

#### A パートタイマー就業規則のミニマムの改正例

第〇条（無期転換制度） 有期労働契約で雇用されるパートタイマーのうち、通算契約期間が5年を超える従業員は、所定の書式により申し込むことにより、現在締結している有期労働契約の契約期間の満了日の翌日から、期間の定めのない無期労働契約での雇用に転換することができる。ただし、所定の書式による申込みは、現在締結している有期労働契約の契約期間の満了日の2か月前までに行うものとする。

2 前項の通算契約期間は、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約の契約期間が対象となる。ただし、労働契約が締結されていない空白期間があり、それが連続して6か月以上（空白期間前の通算契約期間が10か月以下の場合は、その通算契約期間に応じて労働契約法第18条第2項で定める月数以上）ある場合には、空白期間前の契約期間は通算されない。

3 第1項の規定により無期労働契約へ転換した後の従業員の労働条件については、契約期間の定めを除き、現在締結している有期労働契約の内容である労働条件（契約期間を除く）と同一とし、この就業規則を引き続き適用する。ただし、次項、第5項及び第6項の場合は、この限りでない。

4 無期転換後においては、新たに設ける定期的な協議の機会において、これまで有期労働契約の更新の際に見直していた賃金、労働日および所定労働時間等のほか、職務の内容及び配置の変更の範囲等の労働条件についても、幅広く協議することとし、協議により合意にいたらない場合は会社が決定する。

- 5 定年は満60歳とし、定年に達した日に退職する。ただし、定年後も引き続き雇用されることを希望する者については、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、原則として、満65歳まで継続雇用する。
- 6 前項前段にかかわらず、満60歳を超えて満65歳未満に無期転換した者については、定年は満65歳とし、定年に達した日に退職する。

## **B 要検討事項**

### **1. 休職及び健康診断等についての規定の整備**

(1) パートタイマー就業規則においては、休職規定が設けられていないケースが大半と思われる。また、健康診断にかかる規定についても、設けられてはいるものの、その内容は「入社時及び年1回の定期健康診断の実施し、異常の所見があり、必要が認められるときは、就業制限その他必要な措置を命じる。」程度にとどめているケースが多いように見受けられる。

しかし、精神的な不調により40日間欠勤した従業員を諭旨退職処分とした日本ヒューレット・パカード事件において、最高裁平成24年4月27日判決は、「・・・精神科医による健康診断を実施するなどした上で、・・・治療を勧めた上で休職等の処分を検討し、その後の経過を見るなどの対応を採るべきである、としている。

(2) したがって、無期転換従業員の健康状態が不調の場合、解雇事由に該当するとしても、いきなり解雇処分をするのではなく、まずは休職処分をして病状の経過をみることができるよう、休職規定を新設することが必要と思われる。また状況次第では受診命令を発することができるように、根拠規定を設けるなど健康診断の規定の整備も必要と思われる（帯広電報電話局事件、最高裁昭和61年3月13日は、就業規則に根拠規定があれば、受診を促してもこれに応じない者に対して、受診命令を発することができる、としている）。

### **2. 懲戒処分規定、解雇事由及び退職事由の見直し**

(1) 懲戒規定は、パートタイマー就業規則にも設けられてはいるが、しかしその内容は、「服務規律に違反したときは、注意処分を行い、また始末書を提出させる。改善が見られない場合には、解雇又は次期の契約更新をしない。」といった程度のもの多いように思われる。

(2) しかし、無期転換従業員にたいしては、雇止めでの対応が不可となるので、懲戒処分も正社員並みにレベルを引き上げることが必要と思われる。解雇事由や退職事由についても、同様にチェックする必要があると思われる。

### **3. 時間外労働・休日労働への対応**

(1) パートタイマー就業規則においては、「非常時（労基法第33条）は別として、時間外労働・休日労働をさせることはない。」としているケースが見受けられる。

(2) しかし、無期転換従業員については、本人との定期的な協議などの場での個別合意により、役割・責任を多少とも変更し、ある程度の残業を求める場面が予想される。

(3) したがって、これへの備えとして、「36協定の範囲内で、時間外労働や休日労働をさせることがある。この場合、労働基準法に基づく割増賃金を支払う。」といったように、

時間外労働・休日労働を命じることができるように規定を見直しておくのがよいと思われる（ただし、無期転換従業員は、正社員とは責任の程度が異なるという考え方に立てば、時間外労働・休日労働の上限は、正社員よりは、低くすべきかと思われる）。

（本稿は、平成29年11月24日、小田原箱根商工会議所において、当法人が開催した「経営・労働セミナー」での講演に若干の補筆を行ったものである。）

（参考文献）

標準中小企業のモデル就業規則策定 マニュアル 寺前隆ほか著 日本法令  
就業規則モデル条文 上手な作り方、運用の仕方第3版 中山慈夫著、経団連出版  
リスク回避型就業規則諸規定 作成マニュアル 5訂版 岩崎仁弥ほか著 日本法令  
雇用形態就業形態別で示す就業規則整備のポイントと対応策 山口寛志著 新日本法規  
就業規則の法律実務 第4版 石寄信憲ほか著 中央経済社  
就業規則を作るならこの1冊 第5版 岡田良則著 自由国民社  
有期労働契約の無期転換がわかる本 岡田良則著 自由国民社

## マイブームはギター

中小企業診断士 小池 登志男

クラシックギターで人気のある曲といえば「禁じられた遊び」や「アルハンブラ宮殿の思い出」といったところであろう。「禁じられた遊び」は、映画の主題曲として有名になった曲であるが、作曲者についてはあまり知られていない。スペイン民謡とか、作者不詳とかいった表現で紹介されることが多い。あるギターコンサートでは、作曲者として「ナルシソ・イエペス」と堂々と明記されていた。大変な驚きである。イエペスは、映画音楽の奏者ではあるが、明らかに作曲者ではない。

最近では、この曲の作曲者として「アントン・ルビーラ」というスペインのギター奏者が有力視されている。「愛のロマンス」といった曲名でも知られているが、「禁じられた遊び」の10年ほど昔の1941年に、アメリカ映画「血と砂」の中で演奏されており、この曲名で世に広まったものである。この曲は、私にとっても心を酔わせる一曲でもある。

ギターを再開してから3年半が過ぎた。齢も65歳を超え、時間的な余裕もすこし出てきたが、残りの人生に焦りを感じはじめている。昔買い込み、弾いていたギターをケースに封印してから、四半世紀



が過ぎてしまった。この間、いつかは再開しようとの思いはあったが、なかなか諸般の事情が許さない。

ギターとの関係は、少年時代にさかのぼる。その頃、トリオロスパンチョスとか、クロードチャリといった憧れのスターがいて、それに影響されてギターを手にとった人も多いと思う。私も、そのひとり。中学生の頃と思うが、親に頼み込んでギターを買ってもらった時の情景は、今でも忘れない。早速、音楽教室に通ってクラシックギターの先生から手ほどきを受けた。最近知ったのだが、この先生はギター界ではかなり定評のあるオーソリティであったようだ。この先生から教えを受けた期間は、長くはなかった。部活やら受験といった問題もあり、中断を余儀なくされてしまった。

その後、高校生になってからはNHKテレビのギター教室などを見ながら独学で練習を重ねたが、ここでも長くは続かなかった。本格的にギターを学んだのは、20代の後半になってからだった。10年間ほどは続き、かなり弾けるようになった。ところが、子供が生まれ、仕事の転勤などで、また止めてしまった。ギターとの関係では、こんな過去をもっている。

紆余曲折を経て、地元のギター合奏のグループに飛び込んでから3年半、この会は葉山町で25年以上も続いている。メンバーが15名ほどのギターアンサンブルで、自分を含めた2名以外はすべて女性である。ギターの腕前も相当なもので、入会当時はこのレベルに着いていけず、大変苦労した。毎週月曜日が集合練習の日で、土・日は時間をかけて事前練習をしている。毎年11月の地元の文化祭りでお披露目のコンサートが開かれる。

さらに、今年の夏からは、合奏とは別に音楽教室で個人レッスンを受け始めた。レッスンは毎週土曜日、ギター合奏と合わせて週に2日はギター浸りの日になっている。仕事や生活時間を縮めながら、もっとギターとの付き合いを深めたいとの思いは強い。

手持ちのギターであるが、現在3台である。そのうち1台は、再開した時に買い求めたもので、スペイン製ではあるが材質もよくなく、音色もあまり関心しない。このギターはケースに収めてあり、日ごろは手にしない。昔、のめり込んでいた時に買い込んだギターは、当時は車1台分に相当するような高価なものであったが形が大きく、弦長も長いため、かなり弾きにくい。こうした事情もあって、日本人が引けるようなギターを弾いてみたくて、再開時にそれなりのギターを買ったものである。

ところが、この1978年に制作された古いギターが、大変な銘器であることが判明した。お茶の水のギター専門店で話をしたところ、スペインの「アルカンヘル」いう工房で作られたもので、日本にはあまり輸入されていないギターである。今では、このギターに使われている材料が手に入らないとのこと。糸巻には象牙が使われ、ペグボタンは白蝶貝である。それを知ってからは、手入れも入念に行い、宝物として大事にしている。もう1台は、日本人の制作者の手になるもので、音色がスペインのものとは違う。バッハなどの曲を弾くには、このギターはぴったりである。

レパートリーは、10曲近くになっている。昔は弾くことができた曲でも、長期間の空白の中で、忘れてしまった曲も多い。このところ、毎日練習している曲はバッハの「主よ人の世の喜びを」と石原裕次郎が歌った演歌「北の旅人」である。昔は、酒に酔うとギターを取り出して古賀政男の「影を慕いて」、「酒は涙か溜息か」や美空ひばりが歌った名曲「悲しい酒」といった演歌を自分のギター伴奏で歌っていた。今でも、酒に酔ってはギターを奏でながら歌うこともある。機会があれば皆さんとの宴席などでお聞かせできればとの思いがある。

## 平成 29 年度ビジネス支援講座

# ゆるりと起業

## －住み開き・既存店活用の事例に学ぶ－

公益社団法人けいしん神奈川・神奈川県立図書館共催による平成 29 年度ビジネス支援講座が、神奈川県立図書館新館 4 階セミナールームにて、9 月 30 日に開催されました。セミナーの内容は以下の講師によるお話と質疑応答・意見交換などです。（文責：広報）

事例報告① 「住み開きカフェの開業」 五味 真紀 氏

「住み開き c a f e ハートフル・ポート」代表

事例報告② 既存店の定休日を活用した週 1 回の「ごはん屋の開業」 中川 陽子 氏

「すきま食堂 ごはん屋MOGU」代表

質疑応答・意見交換 「地域資源を活用した事業興しを考える」

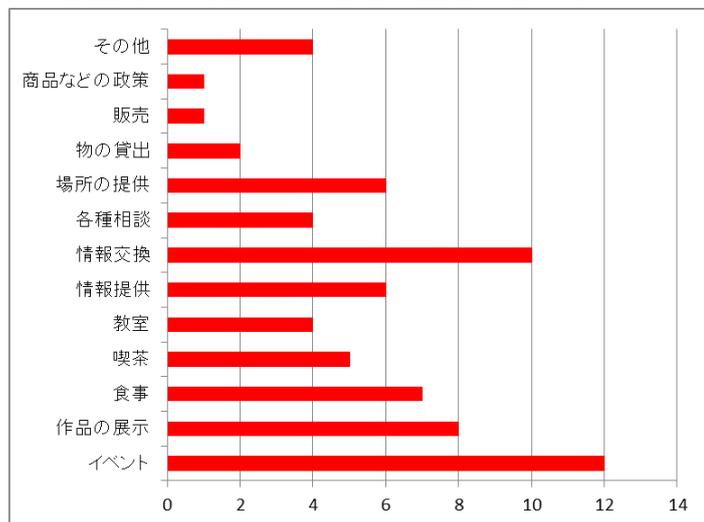
コーディネーター 為崎 緑 氏（中小企業診断士）

### 《「住み開きカフェの開業」 代表 五味 真紀》

#### 住み開きとは

「住み開き」の発案者であるアサダワタル氏（文化活動家・アーティスト）は、「自宅や個人事務所を代表としたプライベートな空間の一部に、本来の用途以外の新しいアイデアを盛り込み、様々な人が集えるパブリックな空間へと変えていくその活動、もしくはスペースを指す」と位置付けています。

日本大学佐藤慎也研究室の坂上翔子氏は、2010 年度の卒業研究で、「住み開きの活動と場に関する研究」のなかで、「住み開き」活動内容を右図にまとめています。



ギャラリーのように作品の展示会を開く、食事を楽しむ、飲み物を楽しみながら親同士が情報を交換する、ヨガ・編み物・裁縫・語学教室などを開く、店主の人脈を活かし

てイベントを開催するなどがあります。このようなライフスタイルが出現したのは、趣味や特技を活かしながら収入を得たいという理由の他に、地域交流など新しいコミュニティの場として活用したいという思いがあります。

#### 事業を始めた切っ掛け

カフェを始めた原点は義母の存在のようです。介護生活で、義母も講師も外出する機会はほとんどありませんでした。義母が 2011 年 6 月に亡くなった後、ぽっかりと空いた時



ら、お客様をもてなす側が変わった瞬間です。

月に10日ほどは、ジャズやボサノバ、クラシックといった幅広いジャンルのコンサートをはじめ、赤ちゃんとお母さんのための講習会やシニア向け勉強会など、さまざまなイベントやワークショップを開催しています。

みんなと食べる「みなと食堂」を、2016年8月から毎月第3金曜日に開催しています。両親の帰りが遅い子も、赤ちゃんと2人っきりのママも、一人暮らしの高齢者も、みんなで食卓を囲み、賑やかに夕ご飯を食べます。準備ができるまで、子ども達は宿題をしたり、みんなで遊んだり、お手伝いしたり…。地元で採れた野菜をたっぷり使った手作りの温かいご飯をみんなで食べます。多いときには50人ほどの参加者がいるそうです。

「みなとの茶店」認知症&予防カフェを、2017年9月から毎月第1水曜日に開催しています。専門家も同席しているので、色々なお話を伺ったり、個別の相談もできます。認知症を抱えている方々が日ごろの悩み事を話し、気分転換する良い機会です。

### これから、起業しようと思っている方へのメッセージ

地域資源マップで示されたように、五味さんが保有するネットワークは、自治会、商店街、学校、地区社会福祉協議会、ボランティア活動……実に、多岐に渡ります。このつながりがカフェ開店にあたり、十分に活かされました。

「自分にとって居心地のいい場所をつくりたい」という思いで始めた事業。自分にとって居心地のいい場所は、訪れる人にとっても居心地がいいはず。スタッフ、協力者、お客様、各々が居心地のいい居場所と思える空間を作ることが大切だと、五味さんは話されました。

### 《「すき間食堂ごはん屋 MOGU」代表 中川陽子》

中川 陽子氏は、大倉山駅近くにある花屋&カフェラプティフルールの定休日（木曜日）を利用して、週1回の「すき間食堂ごはん屋 MOGU」（右図）を始めました。講師は、お店を起ち上げた経緯などを話されました。

**これから、起業しようと思っている方へ…**

- ・ 人と人とを繋げるのは、人！ お客様が何を求めているのか？  
それは、どんな業種でも同じ！
- ・ いきなり、お客様は来てくれない！ 集客するためには…？
- ・ 開設までの、地域での活動、ネットワーク 〇とても大事！
- ・ 地域のために何が出来るか、何が必要とされているかを考える  
→それを自分が楽しんでいるか…

**これまでの経験と実績こそ、財産！**

今日は **MOGU** でね!

親子ごはん★塾帰りごはん★友達ごはん★  
待ち合わせごはん★V(お預かりの日)ごはん★  
★ママのお助けごはん★残業待ちごはん★

**「いただきます!」が聞こえる地域へ**

毎週 **木曜日**  
17:00-20:30

ランチはサラダとドリンク付  
1,000円  
毎週木曜日 11:30-14:00  
花屋カフェ ラプティフルール  
〒222-0037 横浜市港北区大倉山 3-5-29

子ども/U18 定食 **500円**  
事前予約不要

お米の寄附、大歓迎  
Fai de book  
**ごはん屋 MOGU**  
団体予約・お弁当などお問い合わせ

すき間食堂「ごはん屋 MOGU」  
MGM プロジェクト infoMGMproject@gmail.com  
大人定食 1,300円(定食代1,000円+サボーター費300円)です。  
(サボーター費は、子ども定食を500円で転換するための費用です)

中川氏は御主人のお仕事の関係で上海に駐在していましたが、駐在が終わり日本に帰国したら、何の仕事をしようかと思ひめぐらしました。37歳で難病に罹患、体調を優先しなければならないので、毎日出勤することや遠方への通勤は無理、チームで働ける仕組みがないと、いざという時に代わってもらえない、“人”との接点から生まれる何かがある、難病が罹患するのを阻止したい・・・との思いから、2016年前期のソーシャルビジネス・スタートアップ講座（無料）を受講しました。

ソーシャルビジネス・スタートアップ講座は、ソーシャルビジネス分野の起業を志し、それぞれが持つ【課題】意識を、実際に“起業”というアクションへ進める為に、必要とされるであろう本分野での知識・求められるコミュニケーション構築力・持続可能なビジネスを描き事業を推進するための経営力など、多様なスキルを総合的に学ぶ短期プログラムです。（ホームページURL：<http://massmass.jp/>から引用）

難病の経験、子育て経験、海外駐在経験などから、子ども達を取り巻く環境の変化を、ご本人は実感していました。両親が共働きや、ひとり親家庭が増える中、育ち盛りの子ども達が十分な食事環境を与えられていない。一人でさみしく晩御飯を食べる。週に何回もインスタントや、カップ麺で済ますなど、子どもに必要な暖かい食卓や栄養が与えられていない家庭が増えている。そのような環境でも、子ども達にはご飯ををしっかり食べてもらう場をつくりたいと考えていました。

「大倉山・女性起業家ビジネスサロン」で、花屋&カフェラプティフルールの代表取締役 今村奈美子氏に、子ども達の孤食解消の想いを伝えたところ、「お店の定休日を使ったら」との提案を受け、早速「すき間食堂ごはん屋 MOGU」の开店準備に取り掛かりました。

学童のママ友に声をかけてスタッフを集める、定休日だけを借りるのでオペレーション変更（花屋&カフェラプティフルール⇔食堂）の手順を決める、協力してくれる畑や肉屋を見つける、メニューと価格などを次々と決め、2016年10月6日（営業時間：17時～20時30分）にオープンしました。

メイン料理、小鉢、ご飯とみそ汁が付く定食を、18歳以下の子どもには500円以下で提供。メイン料理以外はおかわり自由。大人も、同じメニューを1,300円で食べられます。1,300円のうち300円は、子ども定食500円のサポート費用に充当しています。11月3日からは、一般向けのランチ（11時30分～14時）を1,000円で提供しています。

小学校の学童保育が終わった午後6時ごろやってきて、夕食を食べ、ゲームで遊び、宿題をして帰る子。子どもだけで塾や部活の前に利用してくれるケースや、親との待ち合わせに使ってくれるケースもあります。地域には4つの小学校がありますが、学校の垣根を越えて交流する様子も見られます。働くママ達の待合せの場やビジネスマンにも利用されており、色々な世代の交流の場ともなっています。来店客数の平均は35人ぐらいとのこと。

港北区社会福祉協議会は、「地域における子どもの居場所\*づくりサポートモデル事業調

査結果（中間報告）について」のなかで、「ごはん屋 MOGU」を取り上げ、評価しています。地域では、子ども孤食解消に努力している中川 陽子氏（「すき間食堂 ごはん屋 MOGU」代表）の活動が注目されています。

\*「子どもの居場所」の考え方は、①子どもがひとりでも来られる、②見守る大人がいる、③継続的な居場所・活動と定義されています。

## 《「地域資源を活用した事業興しを考える」 コーディネーター 為崎 緑》

五味 真紀氏と中川 陽子氏のお話を踏まえて、地域密着型事業をどのような手順で立ちあげるかを話されました（右図）。

中核メンバーは数人ぐらいが良い。増えすぎると、決めるときに決められなくなるので。お二人とも5人で起業しました。

事業計画を立て、第三者に見てもらい、コメントしてもらうことが大切だ。お二人ともソーシャルビジネス・スタートアップ講座を受講し、受講者のなかでお互いに計画を吟味し、練り上げました。

事業を開始する場合の「店舗や施設」の設置方法として、①自宅活用型、②空き店舗活用型、③民家改修型があります。これ以外に、いきなり固定的な施設を構えるのではなく、時間貸しのスペースなどを活用して、事業をスタートさせるケースもあると話されました。

### ◆◆◆ けいしん情報 ◆◆◆

#### ■無料経営相談窓口を、けいしん神奈川事務局の隣室 202 号室に開設する

県立川崎図書館がKSPへの移転に伴い、12月～来年5月まで無料経営相談窓口が閉鎖。代わりに、第2週と第4週の土曜日10時～16時 休憩：12時～13時  
けいしん神奈川事務局の隣室 202 号室にて、無料経営相談を実施。

#### ■賀詞交換会

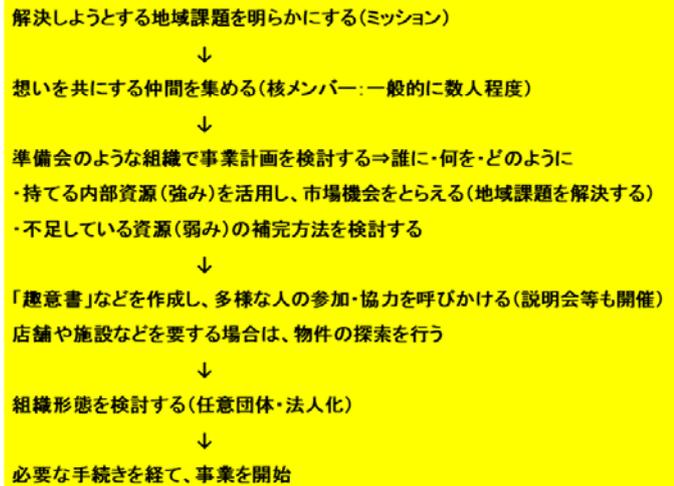
日時：平成30年1月19日 13時～15時 場所：北京料理 彩鳳新館3階

#### ■地域交流サロン in 葉山ステーション

テーマ：葉山ステーション一周年の報告と今後の飛躍について  
日時：平成30年2月5日（月） 14時～16時30分  
場所：葉山ステーション隣室会議室

#### ■秦野 朝市サミット 3月4日

## 地域密着型事業を立ち上げるには？



### 編集後記

非正規で働く方が労働者全体の約4割を占めること、長時間労働を改善することなど、「働き方改革」が求められています。労働セミナーで講演された福泉裕氏と伊藤義鑑氏に寄稿して戴きました。経営の参考にして頂ければ幸いです。

### 公益社団法人けいしん神奈川 広報誌

発行 理事長 小池 登志男

〒231-0015 横浜市中区尾上町 5-80

電話 045-633-5163

FAX 045-662-5174

E-mail: [keshin@apricot.ocn.ne.jp](mailto:keshin@apricot.ocn.ne.jp)

編集 広報担当理事 菅谷 宏